

出雲市災害時協力井戸登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害時に生活用水を提供することが可能である市民及び事業所等が所有する井戸をあらかじめ災害時協力井戸(以下「協力井戸」という。)として登録し、災害時における生活用水の確保及び公衆衛生の維持を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害時 震災等により水道が被災し、断水が発生した時をいう。
- (2) 生活用水 飲料水以外のトイレ・掃除・洗濯等の日常生活に利用される水をいう。
- (3) 協力井戸 本要綱に基づき登録された井戸をいう。

(登録の要件)

第3条 協力井戸として登録できる井戸は、次の各号に掲げる要件を全て満たす井戸とする。

- (1) 市内に所在すること。
- (2) 災害時に無償で井戸水を提供できること。
- (3) 現在井戸として使用しており、今後も引き続き使用する予定であること。
- (4) 井戸水を汲み上げるためのポンプ(電動又は手動)、つるべ等があること。
- (5) 井戸枠等があるなど井戸水を利用する上で安全な形態であること。
- (6) 井戸水の色、濁り、臭い等明らかに異常があり、生活用水としての使用に不適切な水質でないこと。
- (7) 災害時に市民に周知できるよう井戸の所在地等を公開することについて、井戸の所有者(以下「所有者」という。)が同意できること。

(登録の手続)

第4条 協力井戸として登録しようとする所有者は、災害時協力井戸登録申請書(様式第1号)により申請するものとする。

(登録の決定)

第5条 市長は、前条の規定により申請があったときは、現地調査を行うとともに、予算の範囲内で別表に掲げる水質検査を行い、登録の可否の決定を行い、災害時協力井戸登録(不登録)決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 所有者が、申請の日から1年以内に前項の水質検査を実施している場合は、前項の水質検査を省略することができる。

(登録標識)

第6条 市長は、前条第2項の規定により登録の決定を受けた所有者(以下「登録者」という。)に対し、登録標識を交付する。

2 登録者は、登録標識を適切に管理し、協力井戸の周辺等見やすい場所に掲示するものとする。

(公表)

第7条 市長は、協力井戸の所在情報等について、市ホームページ等において公表するものとする。

(登録期間)

第8条 協力井戸の登録期間は、第5条第1項の規定による登録決定の通知があった日から当該日の属する年度の末日までとする。

2 前項の登録期間は、第10条の規定により登録を解除されない場合は、更に1年更新するものとし、その後も同様とする。

(登録内容の変更)

第9条 登録者は、登録内容に変更があったときは、災害時協力井戸登録内容変更届出書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

(登録の解除)

第10条 市長は、次に掲げる事由が生じたときは、協力井戸の登録を解除する。

- (1) 登録者から災害時協力井戸登録解除申請書(様式第4号)の提出があったとき。
- (2) 第3条に規定する登録の要件を満たさなくなったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協力井戸として適当でないと認められるとき。

2 市長は、前項の規定により協力井戸の登録を解除したときは、災害時協力井戸登録解除通知書(様式第5号)により通知する。

3 登録者は、登録が解除された場合は、交付された登録標識を市長に返還する。

(維持管理)

第11条 協力井戸の維持管理は、登録者の責任とし、市は協力井戸の修繕等を行わない。

(損害の責任)

第12条 協力井戸の運営又は利用に伴う事故等によって生じた損害については、市はその責を負わない。

(登録者の遵守事項)

第13条 登録者は、協力井戸及び協力井戸周辺を清潔に保つよう努めるものとする。

2 登録者は、災害時には、次のことを遵守するものとする。

- (1) 協力できる範囲内において、自主的に井戸水の提供を行うこと。
- (2) 井戸水を公平に提供すること。
- (3) 利用者に飲用水でないことを伝えること。
- (4) 井戸水が使用できない場合は、速やかに市に伝えること。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。

別表(第5条関係)

	検査項目	基準値
1	一般細菌	100 個／mℓ以下
2	大腸菌	検出されないこと。
3	亜硝酸態窒素	0.04 mg／ℓ以下
4	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg／ℓ以下
5	塩化物イオン	200 mg／ℓ以下
6	全有機炭素(TOC)量	3 mg／ℓ以下
7	pH 値	5.8 以上 8.6 以下
8	味	異常でないこと。
9	臭気	異常でないこと。
10	色度	5 度以下
11	濁度	2 度以下

出雲市長 様

申請者 住所
氏名

災害時協力井戸登録申請書

出雲市災害時協力井戸登録制度実施要綱第4条の規定により、災害時協力井戸の登録を申請します。

井戸の所在地		
井戸の所有者	住所	
	氏名	
	電話番号	
所有の区分		<input type="checkbox"/> 個人所有 <input type="checkbox"/> 企業所有 <input type="checkbox"/> 共同所有
汲み上げ方法		<input type="checkbox"/> 電動ポンプ <input type="checkbox"/> 手動ポンプ <input type="checkbox"/> つるべ <input type="checkbox"/> その他 ()
使用状況		<input type="checkbox"/> 日常的に使用している。 <input type="checkbox"/> 飲料水 <input type="checkbox"/> 生活用水(トイレ・掃除・洗濯等) <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 日常的に使用していない。
水質検査		<input type="checkbox"/> 水質検査を定期的に行っている。 <input type="checkbox"/> 飲料水 <input type="checkbox"/> 生活用水(トイレ・掃除・洗濯等) <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 水質検査を行っていない。
井戸の公表について		災害時協力井戸に関する次の事項について、市ホームページ等により公表することに同意します。 ・所在地 ・汲み上げ方法

年 月 日

様

出雲市長

災害時協力井戸登録(不登録)決定通知書

年 月 日付けで申請のあった災害時協力井戸登録申請書を審査した結果、出雲市
災害時協力井戸登録制度実施要綱第5条第1項の規定により次のとおり通知します。

申 請 者	
井 戸 の 所 有 者	
井 戸 の 所 在 地	
審 査 結 果	<input type="checkbox"/> 登録 (登録番号) <input type="checkbox"/> 登録不可 (理由)

年 月 日

出雲市長 様

申請者 住所

氏名

災害時協力井戸登録内容変更届出書

出雲市災害時協力井戸登録制度実施要綱第9条の規定により、災害時協力井戸の登録内容の変更を届け出ます。

登 録 番 号		
井 戸 の 所 在 地		
変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日		
変 更 理 由		

年 月 日

出雲市長 様

申請者 住所

氏名

災害時協力井戸登録解除申請書

出雲市災害時協力井戸登録制度実施要綱第10条第1項第1号の規定により、災害時協力井戸の登録解除を申請します。

登 録 番 号	
井 戸 の 所 在 地	
解 除 理 由	<input type="checkbox"/> 災害時協力井戸を廃止した。 <input type="checkbox"/> 井戸水を提供することができなくなった。 <input type="checkbox"/> その他 ()

年 月 日

様

出雲市長

災害時協力井戸登録解除通知書

年 月 日付けで申請のあった災害時協力井戸登録解除申請書を審査した結果、出雲市災害時協力井戸登録制度実施要綱第 10 条第 2 項の規定により次のとおり通知します。

井戸の所有者		
登録を解除した井戸	登録番号	
	所在地	
	解除理由	

※市が交付した登録標識を返却してください。